

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市立中央図書館自動車文庫車庫シャッター整備業務委託

### 2 契約の相手方

三和シャッター工業(株)

### 3 隨意契約理由

自動車文庫車や通送車を格納している中央図書館 1 階自動車文庫車庫のシャッターが令和 7 年 8 月下旬から調子が悪く手動でしか動かなかったところ、令和 7 年 9 月 6 日に故障し下りなくなってしまった。上記業者に見てもらったところ、経年劣化によるモーターの能力低下とシャッターの歪みが原因とのことだった。

当該シャッターは中央図書館建設時に特別注文により設置されたもので、設置から 29 年が経過しており、現在は交換部品もなく、シャッターボディ及び巻き上げ機器を交換する必要があるとのことだった。車庫には防犯カメラや機械警備のセンサーは設置しているものの、開放したままでは外部から車庫に侵入し、自動車文庫車や通送車を傷つけることが容易であり、本市財産の保全上課題があるとともに、施設運営に多大な支障をきたすおそれがあり、直ちに交換する必要がある。

当該シャッターは上記業者の製品であり、製造業者である上記業者以外は、上記特注部品の手配等、技術面で対応不可能であり、かつ交換後の性能・作動状態等を保証することができない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06-6539-3314）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 学校運営支援センター エレベータ設備部品交換等業務委託

### 2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿総括本部

### 3 隨意契約理由

当該エレベータは、令和7年8月28日の定期点検において、乗場インジケータ、ドアガイドシュー、停電時自動着床装置用バッテリー、停電灯バッテリー及びブレーキ用リレーに経年劣化等が認められ、このまま放置しておくと、万一の際に事故等が起きる可能性があり、学校運営支援センターの運営に支障をきたすことから、劣化した部品の交換を行う必要がある。

学校運営支援センターのエレベータ設備は、上記業者の製品であり、製造業者である上記業者以外は、上記消耗部品の手配及び、取替作業中の設備の停止等、技術面で対応不可能であり、かつ交換後の性能・作動状態等を保証することができない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当

(電話番号 06-6115-7647)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市校務支援システム・次世代学校支援システム再構築業務委託

### 2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

### 3 随意契約理由

現行の校務支援システム・次世代学校支援システム（以下、「システム」という。）については、次期教育情報ネットワークの本格稼働に併せた令和9年10月に向けて更新を予定しており、それまでの間、現行システムを活用する必要が生じることとなった。

本業務については、現行システムを活用するために、システム再構築に必要な引継ぎ作業等の業務であり、必要となるプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないもので、開発者である日本電気（株）関西支社でしか対応出来ないものであるが、現行システムの運用保守業務を受注する意向がないことが明らかとなったことから、現行契約の運用保守業務の完全子会社であるNEC フィールディング株式会社のみが、現行システムに関する運用・保守に関する専門的な知識や技術提供を現行業者である日本電気（株）関西支社から受けることが出来るため、本業務を行うことが出来る唯一の事業者となる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当  
システム整備グループ（電話番号 06-6115-7919）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市校務支援システム・次世代学校支援システム運用保守業務における再構築業務支援対応業務委託

### 2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

### 3 隨意契約理由

校務支援システム・次世代学校支援システム（以下、「システム」という。）運用保守にかかる再構築業務を実施するにあたり、システム再構築事業者へ正確な回答を行うため、当該システム開発業者である上記事業者から当該システム再構築業務受託業者へ、現行システムに関する運用・保守業務に関する専門的な知識や技術提供等の支援対応業務が必要となった。

本業務は、現行システムを活用するためのシステム再構築に必要な支援対応業務であり、必要となるプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであり、開発者である日本電気(株)関西支社でしか対応出来ないものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター  
給与・システム担当（電話番号06-6115-8059）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

キッズプラザ大阪賃貸借契約にかかる不動産鑑定業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

株式会社谷澤総合鑑定所

### 3 隨意契約理由

本業務は、キッズプラザ大阪における令和9年度以降の賃貸借契約を実施するにあたり、評価土地・建物月額賃料の鑑定評価書を作成するものである。不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって定められている。そのため、不動産鑑定業者選定において価格面で競争が図れるものではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約の性質が競争入札に適さないものであるため、不動産業者の選定方法について、教育委員会事務局で定めた不動産鑑定業者選定要領に基づき、契約相手方を選定する。

選定の結果、上記業者に決定したため、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当

（電話番号 06-6539-3346）